

随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、
名張市契約規則第28条第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	各中学校法面草刈業務委託
2. 発注室	教育総務室
3. 契約日	令和7年5月12日
4. 契約期間	令和7年5月12日～令和7年12月26日
5. 契約金額	2,512,400
6. 契約相手方の名称	公益社団法人 名張市シルバー人材センター
7. 契約理由	名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。